

迷路に陥った日本共産党の自衛隊認識

5月10日村岡到

日本共産党の志位和夫委員長が四月七日に「参議院選挙勝利・全国総決起集会」でウクライナ情勢の緊迫化とからめて「急迫不正の主権侵害にたいしては自衛隊を活用します」と言明したことが話題となっている。自民党や維新の会などが非難を加え、マスコミでも取り上げられた。

共産党の自衛隊認識がどのように変化してきたのかについては、これまでもそのたびに論じてきたし、別稿でも整理して検討するが、その一環として、志位氏の新刊『新・綱領教室』（新日本出版社）の当該部分についてその問題点を明らかにしたい。

この問題がどれほど重要かは、五五年体制（日本社会党とその他の野党政党が国会の三分の一を占めていた）のもとで野党第一党だった社会党の解体の決定的要因が自衛隊評価の変更にあったことを想起すれば明らかになる。一九八三年から社会党の委員長になった石橋政嗣が法学者の小林直樹に学んで「自衛隊＝違憲合法」論を取り入れたが、九四年に村山富市委員長が自民党、社会党、新党さきがけの三党連立政権の首相となり、「自衛隊は合憲だ」と正反対の立場に転換し、そのことが二年後の九六年に社会党が「解党」するテコとなったのである。

共産党が社会党解党の二の舞となるのか、その轍を踏むことを避けることができるのか、今後の日本の政治を左右するきわめて大きな問題に連動する難問に、私たちは直面していると言ってよい。

志位氏の説明

志位氏は本書で「自衛隊問題の段階的解決——連合政権としての憲法判断の問題」と項目を立てて説明している（下巻、第四章の五番目。引用頁は略）。

志位氏はまず二〇〇四年の第二三回党大会で改定した「綱領第一三節」（現綱領も同じ）を引用する。その「3」は「自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かっての前進をはかる」とされている。志位氏は、この引用に続けて「この方針の決定に至る若干の経過について」と小見出しを立て、「この綱領の規定は、二〇〇〇年の第二二回党大会の決定を踏まえたものです」とし、さらに「この大会決定に至る若干の経過」として、「一九九四年の第二〇党大会の決議で『憲法問題と日本共産党の立場』をまとめて明らかにしました」とした上で、「憲法9条と自衛隊の矛盾をどのように解消していくか、その道筋は、この大会決定では明らかではありませんでした。その道筋が明らかでないもとでは、どうしても、『自衛隊は憲法9条と矛盾するから解消する』という論になってきます。そういう論のもとでは、日本の安全保障に自衛隊を活用することはできません」と説明する。そして「テレビ番組」で「もしも日本が攻められた場合にどうするか」と問われ、「十分な答えができなかった場面もありました」と正直に明らかにする。「そういう体験も踏まえて……検討に検討を重ねた結果、二〇〇〇年の第二二回党大会で自衛隊問題の段階的解決（自衛隊の段階的解消）という方針を打ち出したのです」と結論する。

次に志位氏は「第二二回党大会が達成した政策的到達点」として、大会決議の関連部分

を「資料」として掲載する。そこでは、「8、自衛隊が憲法違反の存在であるという認識には変わりがないが、これが一定の期間存在することはさけられないという立場にたつことである。これは一定の期間、憲法と自衛隊との矛盾がつづくということだが、この矛盾は、われわれに責任があるのではなく、先行する政権から引き継ぐ、さけがたい矛盾である」とされ、「9、そうした過渡的な時期に、急迫不正の主権侵害、大規模災害など、必要にせまられた場合には、存在している自衛隊を国民の安全のために活用する」と書かれていた。

さらに志位氏は「日本共産党が参加する連合政権はどういう憲法判断をおこなうか」と小見出しを立てて、「ただ、もう一つ問題が残っていました」、「未解決のままで残されていたのです」として「この問題に答えを出したのが二〇一七年でした」とする。「この問題について、当初は、答えをもっていませんでした。そこで、党の常任幹部会として突っ込んで検討し、党としての方針を確立しました」と説明する。

ここで、二〇一七年一〇月の衆議院選挙公示前日での「党首討論」が「資料」として二頁半も引用される。そこで、志位氏は安倍晋三首相の質問に答える形で「私が仮に総理となったとして『違憲』ともし言ったとしたら、これはその瞬間に〔自衛隊の〕解消の措置をとらないといけません。ですから、政府の立場としては合憲という立場を引き継ぐことになるんです」と明らかにした。志位氏は触れないが、その前日にも「ネット党首討論」でほぼ同様の問答があり、公明党の山口那津男代表が「共産党が違憲と言い続けないと国民の意識は変わらないと思いますよ」とジャブした（「赤旗」一〇月九日）。

志位氏はさらに「当面の連合政権（野党連合政権）」でも、「民主主義革命を実行する民主連合政府」でも「憲法解釈は『自衛隊＝合憲』論ということになります」とまで繰り返す。そして、「仮に、政府として自衛隊を違憲とするという憲法解釈をしたらどうなるでしょうか。ただちに、自衛隊解消の措置をとることが、政府の憲法上の義務になります」と前記の党首討論での発言を「瞬間に」を「ただちに」と変えて再確認している。志位氏は触れないが、二〇二〇年二月二三日にも志位氏は、「野党連合政権」に関連して、「私たちがその政権に閣僚を送った場合に、閣僚として『自衛隊が違憲か、合憲か』と問われれば、閣僚として当然『合憲』と答えます。ただ、違憲だという党の立場は変えません」と答えた（BS朝日番組「激論クロスファイア」田原総一郎氏を相手にして）。翌日の「赤旗」に全一面を使って報道された。この発言に対しては、私は直ちに『週刊金曜日』の投書で「二枚舌か 自衛隊めぐる志位発言」と批判した（二〇二〇年三月一三日、『左翼の反省と展望』ロゴス、に収録）。

以上、志位氏の説明の要点をまとめたが、そこには大きな疑問が浮かび上がる。

志位氏の説明の問題点

何よりも二〇一七年一〇月の「党首討論」での前記の発言が問題である。志位氏は「私が仮に総理となったとして『違憲』ともし言ったとしたら、これはその瞬間に〔自衛隊の〕解消の措置をとらないといけません」と言う。「総理となったとして」という仮定が現実を無視する不適切発言であるが、それよりも大きな問題は「その瞬間に」にある。仮に志位氏が「総理となったら直ちに自衛隊の解消の措置を取る」と公約した上で総理大臣になったのなら、「その瞬間に」とは言えるだろうが、そうではない場合なら、「直ちに自衛隊を解体したいが、法律改正と前政権との継承関係があり、時間がかかる」と説明すれば良い。先に「第二二回党大会が達成した政策的到達点」から引用したが、「一定の期間、憲法と自衛隊との矛盾がつづくということだが、この矛盾は、われわれに責任があるのではなく、先行する政権から引き継ぐ、さけがたい矛盾である」と説明していた。この論法を用いれば済む話である。

しかも「総理になる」前に、入閣するかどうかも問題である。〈閣外協力〉もありうるからである。

さらに志位氏は、前記で引用したように「……そういう論のもとでは、日本の安全保障に自衛隊を活用することはできません」と話を進める。だが、この論法は転倒している。憲法を説く前に、「自衛隊の存在」が大前提にされている。この転倒は、前記のように「違憲だ」という党の立場は変えませんが、「自衛隊＝違憲」を背景に迫りやることになる。志位氏は本書刊行後、四月一九日に「参議院選挙予定候補者会議」で「自衛隊活用」について何度も「わが党が参加する民主的政権ができたときに」と強調したが、十分な時間はあるはずなのに、「自衛隊＝違憲」とは一言も触れなかった。仮に「自衛隊の存在」から論述するにしても、「違憲」であることを明確にして、未来への当為として〈自衛隊の解体〉をめざすべきである。

次に、本書では、「自衛隊の活用」については重点を置くことなく、小項目で「自衛隊が存在する過渡的な時期と、自衛隊活用の方針」と書かれているが、一頁余と短く「自衛隊を含めて対応します」と二度繰り返しているだけである。

志位氏がこの本で、「当初は、答えをもっていませんでした」などと率直に反省していることについては、プラスに評価しなくてはならない。だが、時間というファクターを少しでも考えれば、大いに問題があることがはっきりする。志位氏は本書刊行の前、二月二四日に起きた、ロシアによるウクライナ侵攻に関連して「自衛隊の活用」について、「二二年前〔二〇〇〇年〕の第二二回党大会」をしきりに強調して自らの説明が一貫しているかに装っているが、自衛隊は一九五四年に創設されたのである。かつ二〇〇四年の第二三回党大会では新綱領でも大会決議でも「自衛隊活用」は消えてしまった事実を眼を塞いでいる。

志位氏は、何の躊躇もなく「一九九四年の第二〇党大会の決議で『憲法問題と日本共産党の立場』をまとめて明らかにしました」と書いているが、憲法は一九四七年五月三日に施行されていた。つまり、四七年間も基本文献として提示するものはなかったということになる(後述)。

また、「日本共産党が参加する連合政権はどういう憲法判断をおこなうか」について「未解決のままで残されていたのです」と言うが、問題があることに気づいてからその解答に七年間も掛かったのは何故か? 「民主連合政府」は一九七三年いらい主張されていたはずである。

この問題で共産党が迷路に落ち込んでいるのは、憲法や自衛隊についての根本的認識が不確かだからである。近年は憲法を重視するようにはなったが、共産党の憲法認識は大きく遅れていた。そのことは、長く副委員長を務め高い見識を有し柔軟でもあった——私に年賀状や党の役員退任の挨拶を送ってきた——上田耕一郎が二〇〇一年に書いた「憲法9条の意義と対決の発展」によっても明らかである。上田は、この論文を収録した『戦争・憲法と常備軍』(大月書店)の「序文」で「私の初めてのやや体系的な憲法論である」と書き、その本文でも「日本共産党第二〇回党大会(九四年七月)は、この憲法の不戦規定〔の〕……国際的先駆性を高く評価している」と書いている(九一頁)。「体系的な憲法論」の執筆が二〇〇一年で、引用された憲法評価が一九九四年の党大会であることは、それまではそのような認識に到達していなかったということである。上田は、憲法学者の長谷川正安に学んで「憲法と安保条約との二つの法体系の対立」と章立てしている。また、「平和的生存権」(八六頁)とも書いていた。

この遅れの根底には「法律はブルジョア的偏見である」(『共産党宣言』)とするマルクス

主義の政治認識がある。この点を明確に批判・克服しなくてはならない。

自衛隊については、小林直樹が一九八二年に創唱した〈自衛隊＝違憲合法〉論(『憲法第九条』岩波新書)に転換する必要がある。私は、二〇一一年に「自衛隊の改組にむけた提案」(『親鸞・ウェーバー・社会主義』ロゴス、二〇一二年、に収録)で小林に学んで詳述した。小林からは、自説の「真意を理解していただき、うれしく思った次第です。とくに『自衛隊の解体・国連平和隊への転換』を支持する議論は、たいへん嬉しいことでした」という読後感をいただいた(二〇〇頁)。

もう一つの核心は〈閣外協力〉の立場を明確にすることである。そうすれば、〈自衛隊＝違憲〉を主張しながら、自公政権に代わる新政権の誕生に協力できるのである。私はこのことを何回も主張してきた(『政権構想の探究①』ロゴス、二〇二〇年、など)。

なお、言葉遣いについて注意すると、「自衛隊問題」とか「憲法と自衛隊の矛盾」なら「解消」や「解決」でもよいが、「自衛隊の解消」よりも〈自衛隊の解体〉のほうが分かり易い。「自衛隊の活用」と書くのなら、「憲法を生かす」よりも〈憲法を活かす〉が適切である。〈活憲〉とは言いが、「生憲」とは書かない。同党の参議院議員の山添拓氏のビラには「憲法をいかす」と書いてある。

また、志位氏が一度だけではあるが、「わが党は当面する政権構想として」と書いてあることに留意したい。「政権公約」「政策合意」とかさざまな言葉を使っているが、「政権構想」は珍しい。多用するように期待したい。

蛇足ながら、本日の「赤旗」に五月九日に開かれた「全国都道府県委員長会議」の報告が掲載されている。小池晃書記局長の基調報告では、「ロシアの覇権主義」について一度だけ触れているが、「自衛隊の活用」とは一言も発言しなかった。なお「平和を創出」と二度発言した。志位氏による四月一九日の「参議院選挙予定候補者会議」での発言に次ぐものである。私は一九八二年に共産党系の「平和擁護」と新左翼の「反戦」との反発・対立を何とか架橋するために〈平和の創造〉と提起した。(二〇二二年五月一〇日)